

中古の車両、機械及び装置の国際移動

2016年の加盟国協議において我が国から提出したコメントの反映状況（各国・地域から約540のコメントが提出）

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p>タイトル 車両、機械及び装置の国際移動</p> <p>スコープ 新品を含む車両、機械及び装置</p>	<p><u>中古の車両、機械及び装置の国際移動</u>とすべき。</p> <p>現時点では本 ISPM 案には、仕様書のとおり、新品をスコープに含めるべきではない。新品のリスクは中古と異なり、そのリスクについて ISPM 案の策定過程でこれまで十分に議論されておらず明確になっていない。また、新品を対象とする場合、関係者の範囲が非常に広くなり、新品の流通、保管及び貿易の現状の把握（調査）が十分でない。このため、これまで議論を行ってきており中古を対象とした ISPM の策定を進めるべきであり、新品については、当該 ISPM が策定された後、ISPM の改訂手続の中で議論を尽くした上でスコープに盛り込むかどうかを決定すべきである。</p>	<p>タイトル <u>中古の車両、機械及び装置の国際移動</u>に変更。</p> <p>スコープ <u>中古の車両、機械及び装置</u>に変更。（「背景」及び「要件」の一部に参考情報として新品に関する記述を残すこととなった。）</p>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p>背景</p> <p>新品の車両、機械及び装置も、輸出前の保管中に有害動植物に汚染される場合がある。汚染の可能性は、保管条件、有害動植物の生息地からの距離及び保管時間による場合がある。</p>	<p>削除を提案。</p>	<p>修正なし(参考情報として記述を残すこととされた)。</p>
<p>要件</p> <p>1. 病害虫リスク</p> <p>新品の車両、機械及び装置は、国際間での移動の前に汚染される場合もある(例えば保管中)。</p>	<p>削除を提案。</p>	<p>削除。</p> <p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <p>車両、機械及び装置の汚染による病害虫リスクを評価することは難しいことから、検疫有害動植物の侵入及びまん延リスクを低減するためには、国際的に移動する中古の車両、機械及び装置は本基準に従って汚染されていないものとするべきとのパラグラフ(13)を追加。</p>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p>1. 1 病害虫リスク分類の要素</p> <p>以下の車両、機械及び装置の要素が病害虫リスク水準に影響を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 種類 : - 原産地及び以前の使用 : - 保管 : - 使用される場所及び用途 : 		<p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <p>リスクを分類する要素の一つとして、「<u>移動距離:国境を超えて短距離を自走して移動する中古の車両、機械及び装置であって、直ちに使用され、病害虫リスクが低いもの</u>」(パラグラフ 14 の 1 ポツ目) を追加。</p>
<p>2. 植物検疫措置</p> <p>新品の車両、機械及び装置における有害動植物の検出の証拠に基づき、輸入国の植物検疫当局は、輸出国での汚染防止のために、植物検疫措置又は植物検疫手続を要求することができる (セクション 2.2 参照)。</p>	<p><u>新品の車両、機械及び装置における有害動植物の検出の証拠に基づき、輸入国の植物検疫当局は、車両、機械及び装置に関連する特定された病害虫リスクに基づき、輸出国での汚染防止のために、植物検疫措置又は植物検疫手続を要求することができる (セクション 2.2 参照)。</u></p> <p><u>輸入国の NPPO は、輸出国での車両、機械及び装置に関連する植物検疫措置又は植物検疫手続を要求する場合には、当該植物検疫措置又は植物検疫手続が技術的に正当であることを示すべきである。</u></p>	<p><u>以下のとおり修正。</u></p> <p>新品の車両、機械及び装置における<u>検疫有害動植物</u>の検出の証拠に基づき、仕向先国の植物検疫当局は、輸出国での汚染防止のために、植物検疫措置を要求することができる (セクション 2.2 参照)。</p>

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p>付録2：リスクの高い順に示した車両、機械及び装置と植物検疫措置及び証明手続の例</p> <p>車両に取り付けられていないタイヤ</p>		<p><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <p>削除（本基準で示されている中古の車両、機械及び装置とリスク管理措置が異なる）。</p>
<p>新品の車両、機械及び装置</p> <p>汚染物質：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌 ・ 病害虫 ・ 植物残渣 ・ 種子 <p>病害虫リスクは様々であるが、一般的に低く、保管条件により異なる。</p>	<p>削除を提案。</p>	<p><u>以下のとおり修正</u>（参考情報として記述を残すことになった）。</p> <p>新品の車両、機械及び装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病害虫リスクは様々であるが、一般的に低く、保管条件により異なる。

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p><u>付録3：軍用車両、機械及び装置の国際移動のガイダンス</u></p>		<p><u>付属書1：中古の軍用車両、機械及び装置の国際移動のガイダンス</u></p> <p><u>他国のコメントに基づく変更</u> 本ガイダンスには中古の軍用車両等に関する要件の要約が述べられているため、本基準の規定部分とみなすことが適当であるとして、付録（参考情報）から付属書（ISPMの本体部分と同等の取扱い）に変更。</p>